○厚生労働省告示第百二十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

1202　交流電場腫瘍治療システム

○厚生労働省告示第百二十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第1の3に次のように加える。

(5)　ｲﾀﾗのう膜

○厚生労働省告示第百二十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ（1）の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ（1）の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本文中「1099及び1101から1103まで」を「1099、1101から1103まで及び1107」に改める。

○厚生労働省告示第百二十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十八条の五第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定医療機器（平成二十六年厚生労働省告示第四百四十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第七号に次のように加える。

(8)　経カテーテルブタ心のう膜弁

○厚生労働省告示第百二十六号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）附則第六十三条第二項及び薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十七号）第九条の規定による改正前の医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本文に次のように加える。

817　経カテーテルブタ心のう膜弁

818　交流電場腫瘍治療システム

○厚生労働省告示第百二十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第七項第一号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令（平成二十六年厚生労働省令第九十五号）第二条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第七項第一号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令第二条第一項の規定に基づき品目ごとに調査を行うべきものとして厚生労働大臣が指定する医療機器又は体外診断用医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本文中第十六項を第十七項とし、第十五項の次に次の一項を加える。

16　経カテーテルブタ心のう膜弁

○厚生労働省告示第百二十八号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十条第二項の規定に基づき、国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額

一　平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、平成十七年四月から平成二十五年三月までの各月分に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第八十九条第一項、第九十条第一項及び第九十条の三第一項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第一項及び第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十七年四月に平成二十五年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

二　平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、平成十八年七月から平成二十五年三月までの各月分に係る法第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十七年四月に平成二十五年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

三　平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、平成十七年四月から平成二十五年三月までの各月分に係る法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十七年四月に平成二十五年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

四　平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、平成十八年七月から平成二十五年三月までの各月分に係る法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十七年四月に平成二十五年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。